

起業をされる皆様へ

労働保険の 成立手続は お済みですか

労働者[※]を一人でも雇っていれば
原則として労働保険の成立手続が
必須です

※労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー、アルバイト等）の取り扱いについては労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

よし、
起業した！

あ、労働保険の
成立手続を
するの忘れてた！

そもそも労働保険って？

● 労働保険制度についてよくある質問 ●

Q 労働保険とは何ですか？

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労災保険とは:労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは:労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

Q 労働保険の成立手続義務のある事業場とは？

労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。

※強制適用事業以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

Q 労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。なお短時間労働者(パート・アルバイト等)については、労災保険は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

Q 労働保険の成立手続を行うにはどうすればいいですか？

労働保険の適用事業となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)^(※1)に提出します。そして、その年度分^(※2)の労働保険料(適用事業となった日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険率を乗じた額(1円未満切捨て)となります)を概算保険料として申告・納付していただきます。

(※1)労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)・各労働局の所在地は以下のURLまたはQRコードから確認できます。

(※2)労働保険では、4月1日から翌年の3月31日を1つの年度としています。

労働基準監督署

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



公共職業安定所(ハローワーク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



労働局

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

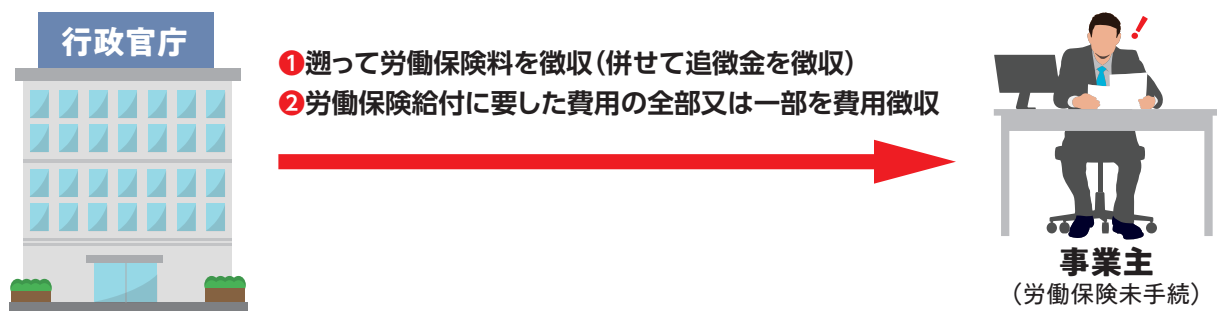




Q 労働保険の成立手続を怠っていた場合にはどうなりますか？

成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際は、遡って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金を徴収することとなります。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収(併せて追徴金を徴収)するほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。



Q 労働保険は全額事業主負担ですか？

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担^(※)になります。

〈労災保険率〉

事業の種類により2.5/1000から88/1000までに分かれています。

労災保険率表はこちら



〈雇用保険率〉

雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳は以下の令和5年の保険率表をご覧ください。

※雇用保険の失業給付部分については、労使折半。 ※雇用保険二事業分(雇用安定事業及び能力開発事業)は事業主負担。

■令和5年度の雇用保険率

負担者 事業の種類	① 労働者負担 失業等給付・育児休業給付の保険率のみ	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付 の保険率	雇用保険二事業 の保険率	①+② 雇用保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

厚生労働省ホームページ内 パンフレット 「労働保険の成立手続はお済みですか」ページ



<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html>



労働保険について詳しくは、
都道府県労働局 労働基準監督署およびハローワークにお問い合わせください。